

(別 紙)

答申第151号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

- 1 職員名簿（所属意見）（基準日 平成23年3月31日）のうち、「記入者」欄
- 2 自己申告書（平成22年12月1日現在）のうち、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目まで
- 3 人事評価シート（評価対象期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日）のうち、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月16日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由および根拠」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

- (1) 平成23年5月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 異議申立人は、平成23年6月14日、(1)の不開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、当該不開示決定の取消しを求める異議申立てを行った。
- (3) 平成23年6月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。
- (4) 平成24年3月23日、当審査会は実施機関に対し、「実施機関は、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、当該文書の作成又は取得をしていないとした行政文書の不開示決定については、職員名簿、自己申告書及び人事評価シートを本件開示請求に係る対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求に係る行政文書について改めて特定した上、

開示決定等すべきである。」との答申（以下「本件答申」という。）を行った。

(5) 平成24年4月9日、実施機関は、本件答申を受けて、本件開示請求に対応する行政文書として、次のア開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、イ開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、ウ開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

ア 開示する行政文書

〇〇〇〇に係る以下の文書

(ア) 職員名簿（所属意見）（基準日 平成23年3月31日）（以下「本件職員名簿」という。）

(イ) 自己申告書（平成22年12月1日現在）（以下「本件自己申告書」という。）

(ウ) 人事評価シート（評価対象期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日）（以下「本件人事評価シート」という。）

イ 開示しない部分

(ア) 本件職員名簿のうち、「記入者」欄、職員番号、「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄、「学校学部卒業年」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

(イ) 本件自己申告書のうち、職員番号、印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄、「希望する研修等」欄、「語学」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄

(ウ) 本件人事評価シートのうち、生年月日、年齢及び職員番号並びに一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名並びに「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

ウ 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年5月18日、本件決定を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年5月24日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、当審査会に対

して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

〇〇〇〇に係る職員名簿、自己申告書、人事評価シートの一部開示決定処分を求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

奈良県個人情報保護審議会が上記の件について開示決定したことにつきましては評価致します。しかし、〇〇〇〇に係る職員名簿、自己申告書、人事評価シートは大旨不開示であります。また、〇〇〇〇は、懲戒処分を受けております。しかし、1年半後、課長補佐から課長に昇任致しました。県は〇〇〇〇円の賠償金を、相手に支払っており県民に迷惑をかけています。一般の方の単なる職員名簿等の開示を求めているのでは無く、何故その様な方が課長級に昇任したかの開示請求であります。特別な理由があるはずであります。そこで、・職員名簿については、異動履歴のみで無く、他すべてを開示して下さい。・自己申告書については、業務内容のみで無く、他すべてを開示して下さい。・人事評価シートについては、すべて白紙であります。そのすべてを開示して下さい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求の対象文書として、実施機関の職員である〇〇〇〇（以下「本件職員」という。）に係る職員名簿、自己申告書及び人事評価シートを特定した。

職員名簿とは、記入者が対象となる職員について、業務遂行面での所見、人物面での所見、所属としての意見等を記入するものであって、対象職員の能力や適性等を把握することを目的とするものである。

自己申告書とは、職員が各年の12月1日現在の職務の状況、適性、職務や研修に関する希望など職員自らが意見を述べるもので、職員の現在の状況や、意欲・能力を把握することを目的とするものである。

人事評価シートは、一次評価者及び二次評価者が、対象となる職員について、各評価項目について当該職員の評価や所見等を記入するものであり、当該職員の勤務意欲の向上及び組織力を高めること及び職員の能力、資質等を的確に把握することを目的とするものである。なお、人事評価シートは勤勉手当率の算定にも利用している。

2 不開示の理由

実施機関は、本件不開示情報について、別紙1の実施機関の判断（開示しない部分と根拠規定）のとおり、条例第7条第2号又は第6号に該当すると判断した。

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、同号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 本件職員名簿のうち、職員番号、「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄、「学校学部卒業年」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

職員番号並びに「職種生年月日年齢」欄に記載された生年月日及び年齢並びに住所並びに「学校学部卒業年」欄に記載された学校名、学部名及び卒業年については、本件職員の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄には、本件職員名簿の記入者が本件職員に対する所見や意見等を記載することとされていることから、これらの欄に記載することとされている情報は、本件職員の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 本件自己申告書のうち、職員番号、印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄、「希望する研修等」欄、「語学」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄

職員番号、印影、生年月日、年齢、性別及び住所並びに「通勤方法」欄の通勤経路の一部、通勤に利用する交通機関名等及び所要時間並びに「運転免許の有無等」欄の自動車運転免許の有無、運転の可否及び自家用車（二輪含む）での通勤の可否は、本件職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、「個人の状況」欄には健康状況等について、「家族の状況」欄には家族の氏名、続柄、年齢、同別居、扶養及び健否等について、「PC対応力（複数選択可）」欄にはパソコンの対応力について、「資格免許」欄には取得している資格免許について、「県職員である親族等」欄には県職員に親族等がいる場合に当該親族の氏名、続柄及び所属・職名について、「希望する研修等」欄には希望する研修等について、「語学」欄には外国語のレベル等について並びに「職務に対する意見・希望」欄には現在の職務に係る分量、質、適性、能力発揮度、職場の雰囲気、満足度、職務上取り組んだ成果やチャレンジしたいこと及び職務内容や勤務地についての希望等について並びに「自由意見」欄にはその他の自由な意見について、本件職員が記載することとされていることから、これらの欄に記載することとされている情報は、本件職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 本件人事評価シートのうち、生年月日、年齢及び職員番号並びに「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

生年月日、年齢及び職員番号は、本件職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄には、一次評価者又は二次評価者が本件職員に係る評価や所見等を記載することとされている。また、「健康状況一次評価者記載」欄及び「備考」欄には、一次評価者が本件職員に係る健康状況等を記載することとされていることから、これらの欄に記載されている情報は、本件職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もないことから、これらの情報は、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、職員に係る情報では

あるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

ア 条例第7条第6号前段について

本件決定において、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした情報は、本件職員の人事管理に係る内容である。これらは全て、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

イ 条例第7条第6号後段について

(ア) 本件職員名簿について

実施機関が不開示とした記入者の職及び氏名並びに「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄に記入者が対象となる職員に対し記載することとされている所見や意見等の内容が公になると、外部から記載することとされている内容等について意見が寄せられ、結果として所見等の公正、公平性等が保つことができなくなるおそれが生じることが十分に予想される。さらに、これらの情報が公にされることが前提となると、以後、記入者に萎縮作用が働き、所見等の内容が当たり障りのないものになるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件職員名簿における記入者の職及び氏名並びに記入者による対象となる職員への所見等は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(イ) 本件自己申告書について

実施機関が不開示とした「希望する研修等」欄に記載することとされている希望する研修等、「職務に対する意見・希望」欄に記載することとされている現在の職務に係る分担当、質、適性、能力発揮度、職場の雰囲気、満足度、職務上取り組んだ成果やチャレンジしたいこと及び職務内容や勤務地についての希望等並びに「自由意見」欄に記載することとされているその他の自由な意見の内容が公にされることが前提となると、以後、記入する職員に萎縮作用が働き、記載内容が当たり障りのないものになるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件自己申告書における希望する研修等、職務に対する意見・希望及び自由意見は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(ウ) 本件人事評価シートについて

実施機関が不開示とした一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名並びに「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄に一次評価者又は二次評価者が記載することとされている評価や所見等の内容、また、「健康状況一次評価者記載」欄及び「備考」欄に一次評価者が記載することとされている健康状況等の内容が公になると、外部から記載することとされている内容等について意見が寄せられ、結果として評価や所見等の公正、公平性等を保つことができなくなるおそれが生じることが十分に予想される。さらに、これらの情報が公にされることが前提となると、以後、各評価者に萎縮作用が働き、評価及び所見等の内容が当たり障りのないものになるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件人事評価シートにおける一次評価者及び二次評価者の所属・職、氏名、評価及び所見等は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(3) したがって、一部開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関において職員の任免等を所管する総務部人事課が、人事管理を目的として保有している文書であり、実施機関の職員である本件職員に係るものである。

職員名簿は、実施機関の職員について、業務遂行面での所見、人物面での所見、所属としての意見等を各所属において記入するものであって、職員の能力や適性等を把握することを目的とするものである。

自己申告書は、実施機関の職員が各年の12月1日現在の職務の状況、適性、職務や研修に関する希望など職員自らが意見を記述するもので、職員の現在の状況や意欲・能力を把握することを目的とするものである。

人事評価シートは、一次評価者及び二次評価者が、実施機関の職員について、各評価項目についての評価や所見等を記入するものであり、職員の能力、資質等を的確に把握することを目的とするものである。なお、人事評価シートは勤勉手当率の算定にも利用されている。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件職員名簿について

(イ) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、職員番号、「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄、「学校学部卒業年」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「

所属意見」欄及び「備考」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

i 職員番号

職員番号は、単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号と同じ番号で統一されている職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、職員番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員番号は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、職員番号については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ii 「職種生年月日年齢」欄（職種を除く。）、「住所」欄及び「学校学部卒業年」欄

これらの情報は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

iii 「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

これらの情報は、本件職員に係る業務遂行面、人物面等についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、

同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「記入者」欄、「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

i 「記入者」欄

「記入者」欄には、本件職員について、業務遂行面での所見、人物面での所見及び所属としての意見等を記入した実施機関の職員の職及び氏名が記載されている。

当該欄に記載されている職員は、本件職員に対して管理監督的地位にある職員であり、人事評価が管理監督的地位にある職員の職務に属することは、その職務の性質上自明であることから、職員名簿の記入者の氏名が明らかにされることにより、当該職務に支障を及ぼすとは認められない。

また、職員名簿の記入者は、あらかじめ定められており、所属における判断によって定められるものではない。さらに、職員名簿の記入者の職及び氏名が秘匿されるべき情報として扱われている状況は認められない。

これらのことから、「記入者」欄は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

ii 「所見業務遂行面」欄、「所見人物面」欄、「所属意見」欄及び「備考」欄

これらの情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの情報が公にされることが前提となると、評価者が被評価者等の反応を意識し、評価を率直に記載することをちゅうちょする等の状況が生じ、実施機関が職員の能力、適性等を的確に把握することが困難になることが考えられることから、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められ、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件職員名簿のうち「記入者」欄は、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

イ 本件自己申告書について

(ア) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、職員番号、印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄、「希望する研修等」欄、「語学」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

i 職員番号

職員番号については、アの(ア)のiで述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ii 印影、生年月日、年齢、性別、住所、通勤方法の一部、自動車運転免許の有無、運転の可否、自家用車（二輪含む）通勤の可否、「個人の状況」欄、「家族の状況」欄、「PC対応力（複数選択可）」欄、「資格免許」欄、「県職員である親族等」欄及び「語学」欄

これらの情報は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

iii 「希望する研修等」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄

これらの欄に記載することとされている情報は、職員個人の意見、主張等、内心に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であること

は明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ただし、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについては、職員が記入すべき項目について様式にあらかじめ印刷された文字であり、個人に関する情報に該当しないことから、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「希望する研修等」欄、「職務に対する意見・希望」欄及び「自由意見」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

これらの欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報が公になることが前提となると、職員が忌憚のない意見、主張等を記載することに対して消極的になり、実施機関が人事管理に必要な情報を得られなくなることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められることから、これらの欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

また、実施機関は、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについても不開示としているが、これは、職員が記入すべき項目について様式にあらかじめ印刷された文字であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件自己申告書のうち、「希望する研修等」欄の1行目の1文字目から4文字目まで、2行目の1文字目から5文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで及び4行目の1文字目から8文字目までについては、条例第7条第2号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 本件人事評価シート

(ア) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、生年月日、年齢、職員番号、「一次評価」欄、「二次評価」欄、

「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄については、条例第7条第2号に該当すると主張している。

i 生年月日、年齢及び職員番号

生年月日及び年齢は、職員個人の私的な情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、職員番号については、アの(ア)のiで述べたとおり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ii 「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

これらの情報は、本件職員に係る業務遂行面、人物面等についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの情報は、公にされることを前提として記載されているとは認められず、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名、「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄については、条例第7条第6号に該当すると主張している。

i 一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名

一次評価者及び二次評価者は、本件人事評価シートに記載した実施機関の職員である。

当該職員は、本件職員に対して管理監督的地位にある職員であり、人事評価が管理監督的地位にある職員の職務に属することは、その職務の性質上自明であることから、評価者の氏名が明らかにされることにより、当該職務に支障を及ぼすとは認められない。

また、人事評価シートの一次評価者及び二次評価者は、あらかじめ定められており、所属における判断によって定められるものではない。さらに、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名が秘匿されるべき情報として扱われている状況は認められない。

これらのことから、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名は、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるとは認められないことから、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

ii 「一次評価」欄、「二次評価」欄、「一次評価者所見」欄、「二次評価者所見」欄、「健康状況一次評価者記載」欄、「備考」欄、「一次評価者記載」欄及び「二次評価者記載」欄

これらの情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの情報が公にされることが前提となると、評価者が被評価者の反応を意識し、評価を率直に記載することをちゅうちょする等の状況が生じ、実施機関において職員の能力、資質等を的確に把握することが困難になることが考えられることから、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められ、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件人事評価シートのうち、一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名については、条例第7条第6号の不開示情報に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものでない。

5 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙 2 のとおりである。

実施機関の判断（開示しない部分と根拠規定）

文書名	開示しない部分	根拠規定
本件職員名簿	「記入者」欄	条例第7条第6号(以下「第6号」という。)
	職員番号	条例第7条第2号(以下「第2号」という。)
	「職種生年月日年齢」欄(職種を除く。)	第2号
	「住所」欄	第2号
	「学校学部卒業年」欄	第2号
	「所見業務遂行面」欄	第2号及び第6号
	「所見人物面」欄	第2号及び第6号
	「所属意見」欄	第2号及び第6号
本件自己申告書	「備考」欄	第2号及び第6号
	職員番号	第2号
	印影	第2号
	生年月日	第2号
	年齢	第2号
	性別	第2号
	住所	第2号
	通勤方法の一部	第2号
	自動車運転免許の有無	第2号
	運転の可否	第2号
	自家用車(二輪含む)通勤の可否	第2号
	「個人の状況」欄	第2号
	「家族の状況」欄	第2号
	「PC対応力(複数選択可)」欄	第2号
	「資格免許」欄	第2号
	「県職員である親族等」欄	第2号
	「希望する研修等」欄	第2号及び第6号
「語学」欄	第2号	
「職務に対する意見・希望」欄	第2号及び第6号	
「自由意見」欄	第2号及び第6号	
本件人事評価シート	生年月日	第2号
	年齢	第2号
	職員番号	第2号
	一次評価者及び二次評価者の所属・職及び氏名	第6号
	「一次評価」欄	第2号及び第6号
	「二次評価」欄	第2号及び第6号
	「一次評価者所見」欄	第2号及び第6号
	「二次評価者所見」欄	第2号及び第6号
	「健康状況一次評価者記載」欄	第2号及び第6号
	「備考」欄	第2号及び第6号
	「一次評価者記載」欄	第2号及び第6号
「二次評価者記載」欄	第2号及び第6号	

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年 5月24日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成24年 6月26日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 3月14日 (第162回審査会)	・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年 5月16日 (第163回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年 6月25日 (第164回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成25年 7月 5日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に關与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）	会長代理
いるめよしお 以呂免義雄	弁護士	
ちはらみえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長